

## 伊勢原市遠隔移報システム等による火災通報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間、休日等において無人となる防火対象物からの火災の早期覚知という観点から、遠隔移報システム等による火災通報を一定の条件を満たす場合に限り承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 即時通報 夜間、休日等において無人等となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に119番通報することをいう。
- (2) 直接通報 夜間、休日等において無人等となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで非常通報装置等により直接119番通報することをいう。
- (3) 遠隔移報システム等 即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）をいう。
- (4) 警備会社等 防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社、第3セクター等の機関をいう。
- (5) 関係者等 防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物内の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。
- (6) 現場派遣者 即時通報等を行った場合に、現場対応行動等必要な活動を行うため、当該信号を発した防火対象物に出動する関係者等をいう。

(即時通報を認める防火対象物)

第3条 即時通報を承認する防火対象物は、次の各号のいずれにも該当する場合に認めるものとする。

- (1) 自火報は、消防法令に定める技術上の基準に従って設置及び維持管理されていること。
- (2) 自火報は、自動火災報知設備の非火災報対策の推進上の留意事項について(昭和61年11月6日消防予第148号消防庁予防課長通知)に基づく感知器も選択基準による非火災報対策が講じられているとともに、次のいずれかによる方法の非火災報防止対策が講じられていること。

ア 蓄積式受信機の設置

イ 蓄積式中継器の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

- (3) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。
- (4) 消防隊到着後20分以内で、消防長が定める時間内に関係者が当該防火対象物に到着できるものであること。
- (5) 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機に到達できる対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。

ア 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾が得られていること。

イ 自火報連動若しくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の開錠装置の設置。ただし、この場合であっても、その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることを事前に承諾するものであること。

ウ 当該防火対象物の関係者等による消防機関より早い現場到着

- (6) 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げる全ての事項に適合しているか又は第9条第2項に定める登録条件に適合しているものであること。

ア 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

イ 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。

ウ 警備会社等又はその営業所ごとに消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づく教育担当者講習会の修了者（以下「教育担当者」という。）を指定し、組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

（直接通報を認める防火対象物）

第4条 直接通報を承認する防火対象物は、次の各号のいずれにも該当する場合に認めるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号のいずれにも適合していること。
- (2) 直接通報装置は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項に定める火災通報装置とし、機器等の設置及び維持管理が適正であること。
- (3) 前条第1項第4号及び第5号の対応が適切に行なえるよう、当該防火対象物の関係者等の所在地へも同時に移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

（即時通報等の承認申請等）

第5条 防火対象物の管理権原者は、即時通報の承認を受けようとする場合には、即時通報承認申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添付し、これを消防長へ2部提出して申請するものとする。

- (1) 即時通報等対象物現況表（第2号様式）
  - (2) 警備会社等対応の状況（第3号様式）
  - (3) 警備会社等の状況（第4号様式）
  - (4) 自社（自施設）対応の状況（第5号様式）
- 2 防火対象物の管理権原者は、直接通報の承認を受けようとする場合には、直接通報承認申請書（第6号様式）に直接通報対応の状況（第7号様式）を添付し、これを消防長へ2部提出して申請するものとする。
  - 3 防火対象物の管理権原者は、即時通報等の申請をする場合には、当該対象物の位置図、消防隊到着時の進入箇所及び受信機までの経路を図示した図面等を添付するものとする。
  - 4 消防長は、即時通報等の申請を受けた場合には、申請内容等を審査し、即時通報等の承認条件に適合すると認めるときは、即時通報等承認通知書（第8号様式）によりその旨を申請のあった管理権原者に通知するものとする。
  - 5 消防長は、前項による審査の結果、承認条件に適合しないと認めるときは、即時通報等不承認通知書（第9号様式）によりその旨を申請のあった管理権原者に通知するものとする。

（即時通報等の承認内容の変更）

第6条 即時通報等の承認を受けた防火対象物の管理権原者は、承認内容に変更が生じる場合には、あらかじめ即時通報等承認内容変更届出書（第10号様式）によりその内容に係る図書等を添付し、消防長へ届け出るものとする。

（承認の更新）

第7条 即時通報等の承認有効期間は、承認の日から3年間とし、防火対象物の管理権原者は、3年ごとに即時通報等承認更新申請書（第11号様式）により更新の申請をするものとする。

（承認の取消し）

第8条 消防長は、承認した防火対象物が第3条又は第4条に定める条件等に適合しないことが明らかとなった場合は、承認有効期間内であっても、当該承認を取り消すことができる。

- 2 消防長は、前項による承認の取消しをする場合には、その旨を即時通報等承認取消通知書（第12号様式）により申請のあった管理権原者に通知するものとする。

（警備会社等の登録等）

第9条 即時通報に関して登録する警備会社等は、登録申請書（様式第13号）に次に掲げる関係書類を添付して、これを消防長へ2部提出して申請するものとする。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要

- (2) 基地局、待機所等の所在並びにそれぞれごとの警備員数及び責任者氏名
  - (3) 待機所ごとの配置車両
  - (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所数
  - (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
  - (6) 基地局、営業所ごとの教育担当者の状況及び教育計画
  - (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
  - (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況
- 2 消防長は、前項の登録申請があった場合、次に掲げる登録条件に適合すると認めるときには、その旨を登録通知書（第14号様式）により申請者に通知するものとする。
- (1) 即時通報に関して適切に対応できる警備会社等であること。
  - (2) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。
  - (3) 警備会社等又はその営業所等ごとに教育担当者による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。
- 3 消防長は、前項の登録条件に適合しないものと認めるときは、その旨を不登録通知書（第15号様式）により申請者に通知するものとする。
- （登録内容の変更）
- 第10条 登録された警備会社等は、前条第1項に掲げる事項に変更が生じる場合には、あらかじめ登録内容変更届出書（第16号様式）によりその内容に係わる図書等を添付して、消防長に2部提出して届け出るものとする。
- （登録の更新）
- 第11条 警備会社等の登録有効期間は、登録の日から3年間とし、登録の更新をする場合には、3年ごとに登録更新申請書（第17号様式）を消防長に2部提出し申請するものとする。
- 2 消防長は、審査の結果、支障ないと認めるときには、その旨を登録更新通知書（第18号様式）により申請者に通知するものとする。
- （登録の取消し）
- 第12条 消防長は、登録された警備会社等が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録有効期間内であっても当該登録を取消することができるものとする。
- (1) 登録条件に適合しないと認められる場合
  - (2) 現場派遣者の現場への到着が繰り返し遅延したと認められる場合
  - (3) 現場派遣者の措置等が著しく不相当と認められる場合
  - (4) その他登録の継続が不相当であると認められる場合
- 2 消防長は、前項による登録の取消しをする場合には、その旨を登録取消通知書（第19号様式）により当該警備会社等に通知するものとする。

(事故等の報告)

第13条 関係者等は、次に掲げる遠隔移報システム等に係る事故等が発生した場合は、直ちにその内容及び措置について遠隔移報システム等事故等報告書(第20号様式)により消防長に報告するものとする。

- (1) 自火報の非火災報により通報された場合
- (2) 遠隔移報装置等の誤作動により通報された場合
- (3) 即時通報等を取りやめる場合
- (4) 当該警備会社等の火災信号受信システムに事故等が発生した場合(警備会社等が登録をしていない場合も含む。)
- (5) 登録を受けた警備会社等が、当該登録を取りやめる場合

(様式)

第14条 この要綱の規定により使用する様式は、日本産業規格A列4番とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に即時通報等の承認及び警備会社等の登録その他の手続は、この告示の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(令和3年9月15日消防本部告示第4号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

即時通報承認申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者  
住所  
氏名

次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における即時通報の承認を申請します。

なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

防火対象物	所在地				TEL	
	名称		用途	( ) 項	収容人員	人
	代表者職・氏名	職		氏名		
	構造・規模	造 地上		階 地下		階
	建築面積		m <sup>2</sup>	延べ面積		m <sup>2</sup>
警備会社等への業務委託		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
非火災報防止対策	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 蓄積式受信機 <input type="checkbox"/> 蓄積式中継器 <input type="checkbox"/> 蓄積付加装置				
	<input type="checkbox"/> 無	設置予定 年 月 日				
防火管理者選任年月日		年 月 日				
消防計画届出年月日		年 月 日				
※受付欄				※経過欄		

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 第2号様式並びに防火対象物の案内図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図及び自動火災報知設備の受信機までの経路図等を添付すること。
- 3 警備会社等に業務委託をしている場合には、第3号様式及び第4号様式を、自社（自施設）対応の場合には、第5号様式を添付すること。ただし、第3号様式及び第4号様式については、登録警備会社等に業務委託している場合には、これら様式の添付を省略することができる。

第2号様式（第5条関係）

即時通報等対象物現況表  
自動火災報知設備関係

受信機	型 級 / 回線		型式番号	受第 号 (蓄・非蓄)
	製造会社			
副受信機	型 級 / 回線		中継器	回線 個
最終 点 検 ・ 報 告	外観点検		機能点検	総合点検
	点検実施日		報告日	
	点 検 実 施 者	所 属	TEL	
		氏 名		
	資 格			

遠隔移報装置等定期点検実施予定者

所 属	TEL		
氏 名		資 格	

消防隊進入方策確保の状況

(1) 受信機所在箇所までの破壊箇所の指定の有無	有 (※1)	無
(2) 自動開錠装置等の設置の有無	有 (※2)	無
自動解錠装置 等 の 方 法		
(3) 消防隊の到着よりも早い関係者等の現場到着の有無	有	無
現場派遣者	職・氏名	
	住所又は待機場所 TEL	
	防火対象物までの実距離 km	
	交通手段 自動車 バイク 自転車 徒歩 その他 ( )	
	到着所要時間 分	

- 備考 1 自動火災報知設備の最新の点検票の写しを添付すること。  
2 ※1に該当する場合は、指定破壊開口部の位置、開口種別、表示灯等に関する図書を添付すること。  
3 ※2に該当する場合は、開錠する開口部の位置、キーボックスの位置、表示灯等に関する図書を添付すること。

第3号様式（第5条関係）

警備会社等対応の状況

防火対象物名称		
警備会社等	名称	TEL
	所在地	
	代表者職・氏名	
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
基地局	所在地	
	名称	TEL
防火対象物直近の待機場所	所在地	
	名称	
	待機人員	人
	待機車両数	台
	予想される出動人員	人
	防火対象物までの実距離	Km
	防火対象物までの到着所要時間	分
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無
錠保有の場合の開錠可能範囲	(1) 全ての居室 (2) 自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3) その他 ( )	
防火対象物に係る業務委託範囲		



第4号様式（第5条関係）

警備会社等の状況

防火対象物名称					
警備会社等	名称	TEL			
	所在地				
	代表者職・氏名				
	従業員数	人	教育担当者	人	
	待機所数	箇所	保有車両数	台	
基地局	名称	TEL			
	所在地				
	代表者職・氏名				
	従業員数	人	教育担当者	人	
	待機所数	箇所	保有車両数	台	
教育計画					

備考 次に掲げる図書を添付すること。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 待機所等の所在及びそれぞれごとの警備員数、責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両
- (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所数
- (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
- (6) 営業所ごとの教育担当者の状況
- (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
- (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

第5号様式（第5条関係）

自社（自施設）対応の状況

防火対象物名称			
第一 移 報 先 （ 現 場 派 遣 者 ）	職・氏名		
	住 所	TEL	
	防火対象物までの実距離	Km	
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他（ ）	
	到着所要時間	分	
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無	
	錠保有の場合 開錠可能範囲	(1) すべての居室 (2) 自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3) その他（ ）	
第二 移 報 先 （ 現 場 派 遣 者 ）	職・氏名		
	住 所	TEL	
	防火対象物までの実距離	Km	
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他（ ）	
	到着所要時間	分	
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無	
	錠保有の場合の 開錠可能範囲	(1) 全ての居室 (2) 自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3) その他（ ）	
非常 通 報 装 置	設置 機 器	品名	製造会社
		形式	認定番号
	通報内容		
	有人時における押しボタン起動による119番通報の有無		

第6号様式（第5条関係）

直接通報承認申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者  
住所  
氏名

次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における直接通報の承認を申請します。  
なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

防火対象物	所在地			TEL		
	名称			用途 ( ) 項	収容人員	人
	代表者職・氏名	職			氏名	
	構造・規模	造 地上		階 地下		階
	建築面積		m <sup>2</sup>	延べ面積		m <sup>2</sup>
警備会社等への業務委託		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
非火災報防止対策	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 蓄積式受信機 <input type="checkbox"/> 蓄積式中継器 <input type="checkbox"/> 蓄積付加装置				
	<input type="checkbox"/> 無	設置予定 年 月 日				
防火管理者選任年月日		年 月 日				
消防計画届出年月日		年 月 日				
※受付欄				※経過欄		

備考 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 第7号様式並びに防火対象物の案内図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図及び自動火災報知設備の受信機までの経路図等を添付すること。

第7号様式（第5条関係）

直接通報対応の状況

防火対象物名称			
第一移報先			
第二移報先 (現場派遣者)	職・氏名		
	住 所	TEL	
	防火対象物までの実距離	Km	
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他 ( )	
	到着所要時間	分	
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無	
	錠保有の場合の 開錠可能範囲	(1) すべての居室 (2) 自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3) その他 ( )	
第三移報先 (現場派遣者)	職・氏名		
	住 所	TEL	
	防火対象物までの実距離	Km	
	交通手段	自動車 バイク 自転車 徒歩 その他 ( )	
	到着所要時間	分	
	防火対象物の錠の保有の有無	有 無	
	錠保有の場合の 開錠可能範囲	(1) 全ての居室 (2) 自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3) その他 ( )	
非常通報装置	品名		製造会社
	形式		認定番号
	通報内容		
	有人時における押しボタン起動による119番通報の有無	有 無	

即時通報等承認通知書

	第 号 年 月 日
様	
	伊勢原市消防長 <span style="float: right;">印</span>
年 月 日付けで申請のあった	即時 通報については、次のとおり承認する。 直接
なお、承認後において承認条件等に適合しない事項が生じた場合には、承認を取消すことがあります。	
名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
承 認 番 号	第 号
承認有効期限	年 月 日まで
備 考	

- 備考 1 承認内容に変更が生じる場合には、あらかじめその内容について届け出ること。
- 2 即時通報等の承認を受けた防火対象物の管理権原者は、次に掲げる承認内容に変更が生じる場合には、あらかじめ即時通報等承認内容変更届出書（第10号様式）にその内容に係わる図書等を添付し、消防長に届け出るものとする。
- (1) 承認対象物の名称変更
  - (2) 承認対象物の所・地番の変更
  - (3) 承認対象物の管理権原者の職・氏名の変更
  - (4) 承認対象物の構造・用途等の変更
  - (5) 承認対象物における自火報信号移報先の変更
  - (6) その他、消防長が特に必要と認めた事項の変更

第9号様式（第5条関係）

即時通報等不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢原市消防長



年 月 日付けで申請のあった 即時 通報については、次のとおり不承認とします。  
直接

名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
理 由	

第10号様式（第6条関係）

即時通報等承認内容変更届出書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者

住所

氏名

承認 対象 物	承認区分	<input type="checkbox"/> 即時通報	<input type="checkbox"/> 直接通報
	承認番号	第	号
	所在地		
	名称	TEL	
	代表者職・氏名		
変更 内容			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 内容変更に係る図書等を添付すること。

第 1 1 号様式 (第 7 条関係)

即時通報等承認更新申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者  
住所  
氏名

次の防火対象物について、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における即時通報等の承認更新について申請します。  
なお、内部確認のため必要な破壊を承諾します。

通報区分		<input type="checkbox"/> 即時通報		<input type="checkbox"/> 直接通報	
防火対象物	所在地			TEL	
	名称		用途	( )項	収容人員 人
	代表者職・氏名	職		氏名	
	構造・規模	造 地上 階 地下 階		建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>	
初回承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号		
前回更新年月日	年 月 日				
非火災報防止対策	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 蓄積式受信機 <input type="checkbox"/> 蓄積式中継器 <input type="checkbox"/> 蓄積付加装置			
	<input type="checkbox"/> 無	設置予定 年 月 日			
防火管理者選任年月日	年 月 日	消防計画届出年月日	年 月 日		
※受付欄			※経過欄		

備考 ※印の欄は記入しないこと。



第12号様式（第8条関係）

即時通報等承認取消通知書

第 号 年 月 日	
様	
伊勢原市消防長 <span style="float: right;">印</span>	
即時	
年 月 日第 号で承認した 通報について、次のとおり承認を取消します。 直接	
名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
承認申請年月日	年 月 日
承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
理 由	

登録申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者  
住所  
氏名

遠隔移報システムの即時通報に係る登録について、次のとおり申請します。

登録申請 を行う警 備会社等	所在地		
	名 称	TEL	
	代表者	職	
		氏名	
遠隔移報 受信場所	所在地		
	名 称	TEL	
	責任者職・氏名		
※受付欄		※経過欄	

- 備考
- 1 ※印の欄は記入しないこと。
  - 2 必要な図書等を添付すること。
  - 3 登録申請には、次に掲げる図書等を添付すること。
    - (1) 定款等会社の概要及び業務概要
    - (2) 基地局、待機所等の所在及びそれぞれごとの警備員数、責任者氏名
    - (3) 待機所ごとの配置車両
    - (4) 待機所ごとの即時通報対象事業所数
    - (5) 移報受信後の基地局及び待機所等の対応状況
    - (6) 基地局、営業所ごとの教育担当者の状況及び教育計画
    - (7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
    - (8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

第14号様式（第9条関係）

登録通知書

第 号 年 月 日	
様	
伊勢原市消防長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付けで申請のあった即時通報の業務について、次のとおり登録 します。 なお、登録有効期限内においても登録条件等に適合しない事項が生じた場合には、登録 を取消します。	
名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登録有効期限	年 月 日
備 考	

備考 登録申請内容に変更が生じる場合には、あらかじめその内容について第16号様式により届け出ること。

不登録通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢原市消防長



年 月 日付けで申請のあった次の警備会社等の即時通報の業務について、  
次のとおり不登録とします。

名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
理 由	
備 考	

第16号様式（第10条関係）

登録内容変更届出書

年 月 日		
伊勢原市消防長 殿		
申請者 住所 氏名		
登録 警備 会社 等	登録番号	第 号
	所在地	
	名称	TEL
	代表者職・氏名	
変更 内容		
※受付欄		※経過欄

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
2 変更内容に係る図書等を添付すること。

登録更新申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

申請者  
住所  
氏名

即時通報に係る登録の更新について、次のとおり申請します。

登録更新の申請を行う警備会社等	所在地				
	名称		TEL		
	代表者職・氏名	職			
		氏名			
	初回登録年月日	年 月 日	登録番号		
	前回登録年月日				
遠隔移報受信場所	所在地				
	名称		TEL		
	責任者職・氏名	職			
氏名					
※受付欄		※経過欄			

備考 ※印の欄は記入しないこと。

第18号様式（第11条関係）

登録更新通知書

第 号

年 月 日

様

伊勢原市消防長

印

年 月 日付けで登録更新のあった即時通報の業務内容について、次のとおり決定しました。

なお、登録有効期限内においても登録条件等に適合しない事項が生じた場合には、登録を取消すことがあります。

名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
登録更新年月日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
登録有効期限	年 月 日
備 考	

第19号様式（第12条関係）

登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢原市消防長

印

即時通報に係る次の警備会社等の登録について、次のとおり登録を取消します。

名 称	
所在地	
代表者職・氏名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
理 由	



第20号様式（第13条関係）

遠隔移報システム等事故等報告書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

報告者  
住所  
氏名

遠隔移報システム等に係る事故等が発生したので、次のとおり報告します。

通 報 区 分	<input type="checkbox"/> 即時通報 <input type="checkbox"/> 直接通報			
事故等発生日時	年 月 日 時 分頃			
事故等の区分	<input type="checkbox"/> 自火報の非火災報			
	<input type="checkbox"/> 遠隔移報装置等の誤作動			
	<input type="checkbox"/> 即時通報等のとりやめ			
	<input type="checkbox"/> 火災受信信号システムの事故等			
	<input type="checkbox"/> 警備会社等の登録の取りやめ			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
防火対象物 又は 警備会社等	所在地			
	名 称			
	代表者職・氏名			
	承認番号	第 号	登録番号	第 号
事故等の内容				
措 置				